

## 仕事上のお怪我で来院された方へ

お仕事にお怪我をされた場合は原則として**労災保険**を使用して治療する事になっております。

労災保険は会社に申請して

業務災害：様式第 5 号 療養補償給付たる療養の給付請求書（保険証に相当）

通勤災害：様式第 16 号-3 療養補償給付たる療養の給付請求書

（\*転医で来院される方は業務災害：様式第 6 号 通勤災害：様式第 16 号-4）

を会社で記入して提出をしていただきます。

労災保険を使用した治療の場合は窓口でのお支払いの必要はございません。

労災保険の使用が決定するまでの間は当院の窓口で**健康保険証**のご提示と 10000 円の「**仮払金**」をお願いしております。

保険証をご提示いただけない場合 自費診療として診療費の全額のお立て替えをお願いしております。

労災保険の使用が決定した段階で「**仮払金**」の精算をさせていただきます。

初診の後 6 ヶ月 お待ちしても労災保険の手続きにご来院またはご連絡をいただけない場合はご提示をいただいた健康保険の方に請求させていただきますのでご了承ください。

（当院が健康保険に請求書を提出しますと後日、患者様が加入している健康保険組合から直接患者様へお怪我についての確認の連絡をされることがあります。

又、状況によっては健康保険組合から保険組合のご負担分を患者様に請求をされる場合があります。）

当院が健康保険に請求書を提出した際、「**仮払金**」の精算後残金（健康保険窓口一部負担金のおつり）に関しては受診後 1 年間 ご来院が無い場合は返金できなくなりますのでご承知おきください。

尚、清算後不足金が発生する場合は、改めて請求書を送らせていただきますのでお振り込みをお願いします。

※ 不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

医療法人翔永会 山田整形外科

氏名

---